

(1) 1箇月の拘束時間

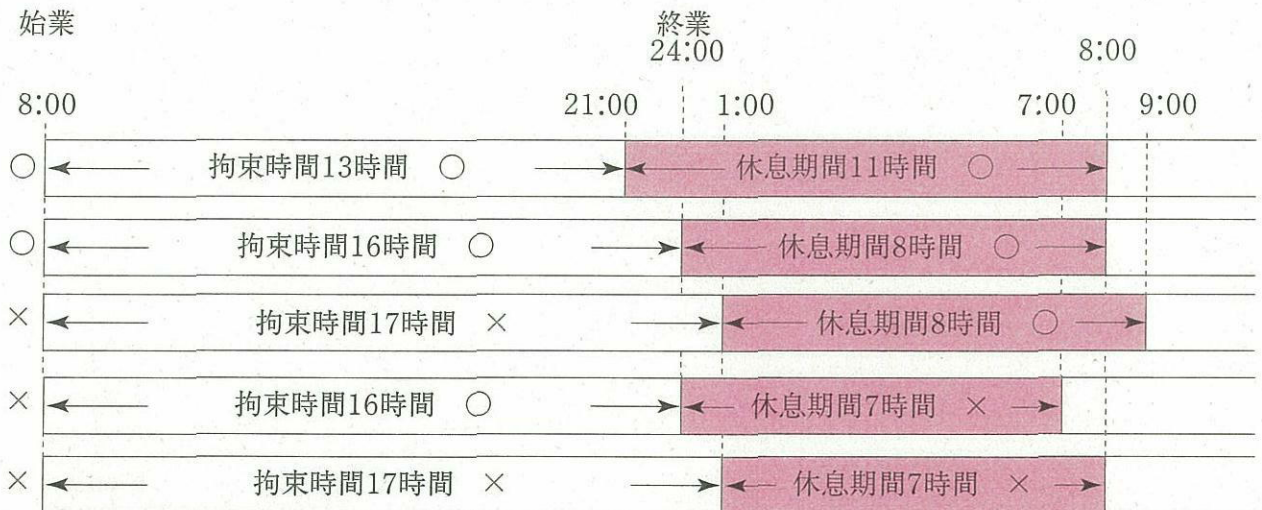
1箇月の拘束時間は**299時間以内**でなければなりません。

なお、車庫待ち等の運転者の拘束時間は(3)のとおり。

(2) 1日の拘束時間と休息期間

- ① 1日（始業時刻から起算して24時間以内をいいます。以下同じです。）の拘束時間は**13時間以内**を基本とし、これを延長する場合であっても**16時間**が限度です。
- ② 1日の休息期間は**継続8時間以上**とする必要があります。
- ③ 拘束時間と休息期間は表裏一体のものであり、1日とは始業時刻から起算して24時間をいいますので、結局、**1日（24時間）＝拘束時間（16時間以内）＋休息期間（8時間以上）**ということです（図1参照）。

(図1)



*この図は、車庫待ち等の運転者の特例がないときのものです。

(3) 車庫待ち等の運転者に係る特例

- ① 車庫待ち等の運転者（顧客の需要に応ずるため常態として車庫等において待機する就労形態のタクシー運転者）については、書面による**労使協定**（P7参照）を結ぶことにより、1箇月の拘束時間を**322時間まで**延長することができます。

（労使協定で定める事項）

- ・ 協定の適用対象者
- ・ 1箇月についての拘束時間の限度
- ・ 協定の有効期間等

- ② 車庫待ち等の運転者については、以下の要件の下に1日の拘束時間を**24時間まで**延長することができます。

ア 勤務終了後、**継続20時間以上**の休息期間を与えること。

イ 1日の拘束時間が**16時間を超える回数**が1箇月について**7回以内**であること。

ウ 1日の拘束時間が**18時間を超える**場合には、**夜間4時間以上**の仮眠時間を与えること。